

大阪文化国際学校 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、日本語を母語としない者に対して質の高い日本語教育を提供し、文化・学術の研究や修得に必要な日本語能力の育成を図る。これにより、留学生が日本文化への理解を深め、日本での生活適応を促し、高等教育機関への進学や日本での就職を支援する。また、国際的な人材の育成を目的とする。

(名 称)

第2条 本校は大阪文化国際学校と称する。英語表記をOBKG Japanese Language Schoolとする。

(位 置)

第3条 本校は大阪市北区同心2丁目11番12号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校はその教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、修業期間、収容人数及び休業日

(学科、修業年限、定員)

第5条 本校の学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。ただし、校長が必要と判断した場合は、それぞれの収容定員及びクラス数を振り替えることができる。

部	課程名	入学時期	修業期間	収容定員	クラス数
午前の部	進学日本語学科	4月	2年	36名	2クラス
	ビジネス日本語学科			47名	3クラス
	進学日本語学科	7月	1年9か月	57名	3クラス
	ビジネス日本語学科			36名	2クラス
	進学日本語学科	10月	1年	38名	2クラス
			1年6か月	36名	2クラス
	小計			250名	14クラス
午後の部	進学日本語学科	4月	2年	51名	3クラス
		7月	1年9か月	150名	8クラス
		10月	1年6か月	49名	3クラス
	小計			250名	14クラス
計				500名	28クラス

(始期、終期、学期)

第6条 本校の始期、終期は次のとおりとする。

課程名	修業年限	始 期	終 期
進学日本語学科 ビジネス日本語学科	2年	4月1日	3月31日
進学日本語学科 ビジネス日本語学科	1年9か月	7月1日	3月31日
進学日本語学科	1年6か月	10月1日	3月31日
	1年	10月1日	9月30日

2 本校の学期は次のとおりとする。

課程名	修業年限	学 期	期 間
進学日本語学科 ビジネス日本語学科	2年	第1学期	4月1日から9月30日まで
		第2学期	10月1日から3月31日まで
		第3学期	4月1日から9月30日まで
		第4学期	10月1日から3月31日まで
進学日本語学科 ビジネス日本語学科	1年9か月	第1学期	7月1日から9月30日まで
		第2学期	10月1日から3月31日まで
		第3学期	4月1日から9月30日まで
		第4学期	10月1日から3月31日まで
進学日本語学科	1年6か月	第1学期	10月1日から3月31日まで
		第2学期	4月1日から9月30日まで
		第3学期	10月1日から3月31日まで
進学日本語学科	1年	第1学期	10月1日から3月31日まで
		第2学期	4月1日から9月30日まで

(授業日数・休業日)

第7条 授業日数は、1年から休業日を除いた日数とする。

本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長は特に必要があると認める場合には休業日を変更することができる。

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日
- 2 春季休業：3月中旬から4月上旬まで
夏季休業：7月下旬から8月中旬まで
秋季休業：10月中旬
冬季休業：12月下旬から翌年1月上旬まで

- 3 開校記念日 2月10日

前項に定める休業の期間については、毎年 of 暦により前後するものとする。

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は次のとおりとする。

1 単位時間は50分とする。

課程名	修業年限	授業時数 (単位時間)
進学日本語学科 ビジネス日本語学科	2年	1,600
進学日本語学科 ビジネス日本語学科	1年9か月	1,400
進学日本語学科	1年6か月	1,200
	1年	800

・授業科目と授業時間数

課程名	到達目標	授業科目	授業時間数 (単位時間)
進学日本語学科2年課程	B2	読解	184
		聴解	165
		やりとり	453
		書く	127
		発表	276
		漢字	52
		語彙	89
		文法	89
		日本語演習	79
		総合演習	86
進学日本語学科1年9か月課程	B2	読解	160
		聴解	141
		やりとり	367
		書く	113
		発表	246
		漢字	30
		語彙	89

		文法	89
		日本語演習	79
		総合演習	86
進学日本語学科 1 年 6 か月課程	B2	読解	135
		聴解	115
		やりとり	288
		書く	91
		発表	217
		漢字	11
		語彙	89
		文法	89
		日本語演習	79
		総合演習	86
進学日本語学科 1 年課程	B2	読解	88
		聴解	73
		やりとり	194
		書く	59
		発表	139
		漢字	11
		語彙	66
		文法	66
		日本語演習	45
		総合演習	59
ビジネス日本語 2 年課程	B2	読解	182
		聴解	165
		やりとり	416
		書く	114
		発表	263
		漢字	52
		語彙	89
		文法	89
		日本語演習	79
		総合演習	86
		就活日本語	65
ビジネス日本語 1 年 9 か月課程	B2	読解	158
		聴解	141
		やりとり	330
		書く	100

		発表	233
		漢字	30
		語彙	89
		文法	89
		日本語演習	79
		総合演習	86
		就活日本語	65

- 2 生徒が、入学後に所属する課程の変更を希望する場合は、校長の許可を得なければならない。課程の変更後、学習に支障がないと認められる場合に限り、これを行う。

(始業及び終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

学科名	始業時間	終業時間	曜日
進学日本語学科 ビジネス日本語学科	9時00分	12時40分	月曜から
	13時10分	16時50分	金曜まで
	17時10分	19時10分	木曜

(学習の評価)

第10条 各レベル・各科目で定める評価方法に基づき評価し、その結果をA～Eの5段階で判定する。各科目D以上の評価を取得した場合に当該レベル修了を認める。

※E判定となった場合は科目により補習または課題を課した上で再試験を実施し、再判定する。再判定で各レベル・各科目の修了基準の評価を取得した場合は、Dレベルを付与する。

A：Can-doの柔軟な運用ができる。

B：ほぼ安定して運用ができる。

C：概ね達成している。

D：最低限の到達を認められる。

E：到達とは判断できない(偶発的にできる。または運用には支援が必要)

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。なお、下記(1)～(6)は兼務することができる。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 校長 | 1人 |
| (2) 副校長 | 1人 |
| (3) 主任教員 | 1人 |
| (4) 日本語教員(主任教員含む) | 25人以上(うち本務等教員13人以上) |
| (5) 生活指導担当者 | 2人以上 |
| (6) 事務統括責任者 | 1人 |
| (7) 事務職員(事務統括責任者を含む) | 1名以上 |

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 4 副校長は、校長を助け、命を受けて本校の業務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

第4章 入学、転学、休学、退学、修了及び卒業

(入学資格)

第12条 本校への入学資格は、次の条件を満たしていることとする。

- (1) 原則として、外国において通常の課程による12年以上の学校教育を修了している者
- (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 本人または家族等が経費支弁能力を有する者
- (4) 本校の選考基準を満たす者

(入学時期)

第13条 本校への入学は年3回とし、その時期は、修業年限2年については4月、修業年限1年9か月については7月、修業年限1年、1年6か月については10月とする。

(入学手続き)

第14条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は、本校に定める入学願書に必要事項を記載して、第21条に定める入学検定料及び必要書類を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- 2 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、在留資格認定証明書の交付後から14日以内に第21条の入学金を添えて、手続きをとらなければならない。

(休学、復学、転入学)

第15条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって7日以上休学する場合には診断書及びその事由を記し、校長の許可を得なければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は校長の許可を受けなければならない。
- 3 本校への転入学を希望する者がある場合には、学習の進展が同程度であり、定員に余裕があり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(退学、転退学)

第16条 退学、又は転退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了の認定)

第17条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、以下の要件を全て満たす者に対し、修了を認定する。

- (1) 各レベル、各科目の成績でD判定以上を取得する。

※E判定となった科目がある場合は、補習または課題提出を課した上で再試験を実施し、再判定する。

(2) 通算出席率85パーセント以上

※疾病、災害その他本人の責めに帰することができないやむを得ない事由による欠席については、校長の判断により出席率算定から除外することができる。

(3) 指定期日までに学費を完納する。

- 2 校長は課程修了を認定された者を卒業と認め、卒業証書を授与する。
- 3 課程を修了できなかった者又は課程の途中で退学した者については、履修期間に応じた学習証明書を交付する。

第5章 賞罰

(褒 賞)

第18条 校長は成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条 生徒が学則や諸規則に違反した場合、学内外にて不適当な言動又は迷惑行為を行った場合、生徒が法令を犯し、刑事又は民事上の事件を起こしたり、重大な不祥事を起こしたりした場合には、次の処分等を行うものとする。

- 1 文書による厳重注意
- 2 退学の勧告
- 3 除籍(懲戒退学)処分
- 2 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
 - 1 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 3 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - 4 学校の秩序を乱し、その他の生徒としての本分に反した者
 - 5 その他校長が必要であると認めた者

(帰国)

第20条 本校を退学、除籍となった場合は、速やかに帰国し、帰国後に本校に報告しなければならない。

第6章 生徒納付金

(納付金)

第21条 本校の入学検定料、入学金、授業料等納付金は次のとおりとする。

・初年度

入学検定料(書類提出時)	20,000円
入学金	100,000円
教材費	20,000円
授業料	720,000円
施設費	100,000円
学生保険料	5,000円
合計	965,000円

※国民健康保険料は初年度分30,000円を預かり金として前納し、来日後に返還する。2年目は在学期間により自己納付とする。

・次年度

課程名 (修業年限)	進学日本語学科 ビジネス日本語学科 (2年)	進学日本語学科 ビジネス日本語学科 (1年9か月)	進学日本語学科 (1年6か月)
教材費	20,000円	15,000円	10,000円
授業料	720,000円	540,000円	360,000円
施設費	50,000円	40,000円	30,000円
学生保険料	5,000円	5,000円	5,000円
合計	795,000円	600,000円	405,000円

2 各種証明の発行手数料は次のとおりとする。

証明書	金額
在学証明書 成績・出席証明書 卒業見込証明書 卒業証明書 学習期間証明書	1部 500円
翻訳証明書	1部 2,000円

※本校在学中に進学目的(出願等進学先への提出・在留資格更新等)で必要な場合は上記を請求しないものとする。ただし、翻訳証明書を除く。

(生徒納付金の納入)

第22条 入学検定料、入学金、教材費、授業料及び施設費は、前納とする。

(滞納)

第23条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3か月以上滞納し、その

後においても納入の見込みがないときは退学を命ずることができる。

(返還)

第24条 既に納入した納付金等は、原則として返還しない。ただし、入学前に、入学辞退の意向を表明した場合、または、本国の日本国在外公館において、査証発給拒否の場合は、入学検定料、入学金を除いた生徒納付金は返還する。

第7章 雑 則

(寄宿舎)

第25条 寄宿舎に関する事項は校長が別に定める。

(健康診断)

第26条 健康診断を毎年1回以上実施する。時期は5月、8月、または11月とする。

(施行細則)

第27条 学則の施行に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

本学則は、平成13年10月1日より施行する。

本学則は、平成14年 4月1日より改正施行する。

本学則は、平成16年 4月1日より改正施行する。

本学則は、平成16年10月1日より改正施行する。

本学則は、平成18年 4月1日より改正施行する。

本学則は、平成18年 8月1日より改正施行する。

本学則は、平成19年 4月1日より改正施行する。

本学則は、平成23年 1月1日より改正施行する。

本学則は、平成23年 5月1日より改正施行する。

本学則は、平成27年10月1日より改正施行する。ただし、平成28年4月入学生から適用する。

本学則は、平成29年1月5日より改正施行する。

本学則は、令和5年4月1日より改正施行する。ただし、令和5年4月入学生から適用する。

本学則は、令和9年4月1日より改正施行する。ただし、令和9年4月入学生から適用する。

大阪文化国際学校 学費返還規程

【在留資格認定証明書が不交付の場合】

入学検定料を除く全納入金を返還する。

【在留資格認定証明書は交付されたが入国査証の申請を行わず不来日の場合】

入学検定料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書、在留資格認定証明書の返却が必要。

【在外公館で入国査証の申請をしたが認められず来日できなかった場合】

入学検定料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことの確認が必要。

【入国査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合】

入学検定料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入国査証が未使用でかつ失効が確認できたうえで入学許可書の返却が必要。

【入国査証を取得し来日したが未入学の場合】

原則として返還しない。やむを得ない事情があると校長が認めた場合には、授業料及び諸費用の一部を返還することがある。ただし、帰国し「留学」の在留資格が消失したことの証明が必要。

【入学した生徒が自己都合により中途退学・転校した場合】

原則として返還しない。正当な理由があると校長が認めた場合には、授業料及び諸費用の一部を返還することがある。ただし、退学後帰国し、留学の在留資格が消失したことの証明、または新たな教育機関の在学の証明、在留資格（留学以外）の取得の証明が必要。

【災害等による転学の場合】

在籍期間に応じて、学費の返還を行う。

【除籍、退学処分による場合】

原則として返還しない。

【付則】

本規程は、2027年4月1日に施行する。

第1条（目的）

本規程は、本校の留学生が寮で快適かつ安全に生活できるよう、遵守すべきルールを定めることを目的とする。

第2条（入寮資格）

1. 本校に在籍する留学生であること。
2. 寮の規則を遵守し、共同生活に適応できること。
3. 健康状態が良好であり、他の入寮者に悪影響を及ぼさないこと。

※入寮は任意とする。入寮希望者は願書申込時に申告し、予約をすること。

第3条（寮費および支払い）

1. 寮費は学費を納入する際、3ヶ月分の家賃を一括で支払うこと。
2. 3ヶ月目以降の寮費は、毎月月末までに翌月分を支払うこと。
3. 電気代は実費負担。各自期日までに支払わなければならない。
4. 一度納入された金額は、いかなる場合も返還しない。

第4条（生活ルール）

1. 寮内では、常に清潔を保ち、共用スペースを整理整頓すること。
2. 夜間（21:00～翌6:00）は静粛にし、大きな音を立てないこと。
3. 無断で外部の人を寮に招き入れない、宿泊させないこと。
4. 他の入寮者のプライバシーを尊重し、不適切な行為を行わないこと。

第5条（安全管理）

1. 火気の使用は禁止する。石油、ガスの暖房器具は使用禁止。（例外として、指定された場所での調理器具使用は可）。
2. 施錠を徹底し、貴重品の管理は自己責任とする。
3. 緊急時は、速やかに学校事務所へ報告すること。

第6条（禁止事項）

1. 飲酒・喫煙・薬物の使用を禁止する。ただし、下記の場所のみ喫煙可。
桜ノ宮：玄関
アッパマン：自室のベランダ
シャトー新大阪：喫煙所なし
成育：喫煙所なし
シャトー都島：玄関
NORE 大宮：喫煙所なし
深江橋：喫煙所なし
退寮時、部屋でたばこを吸っていたことが判明した場合、壁紙の張替え費用（6万円以上）を負担しなければならない。
2. 寮内での暴力行為、嫌がらせ、いじめ等を禁止する。
3. 寮の鍵を他人に貸したり、譲渡したりしてはならない。
4. 他の生徒や親を寝泊まりさせてはいけない。発覚した場合は直ちに退去となる。
5. 鍵を紛失した場合、速やかに学校事務所へ連絡すること。鍵交換費として2万円負担しな

ければならない。

6. 無許可での設備改造や家具の移動を禁止する。

第7条（罰則）

1. 本規則に違反した場合、警告が与えられる。
2. 複数回の違反、または重大な違反があった場合は、退寮処分となることがある。
3. 退寮処分となった場合、寮費の返還は行わない。

第8条（退寮手続き）

1. 退寮の時期は原則3月、6月、9月とし、希望する生徒は退寮希望日の1ヵ月前までに必ず学校事務所にその旨を伝えること。退寮時には、部屋を原状回復し、寮管理者の確認を受けること。
2. 鍵の返却日をもって退寮日とする。返却日までの寮費・光熱費を必ず支払うこと。
3. 退寮時や入居中に寮の備品を持ち出さないこと。もし紛失・破損したら、実費による弁償金を支払うこと。

【寮の備品】

冷蔵庫、机、イス、3段ボックス、エアコン、IHコンロ、カーテン、Wi-Fi ルーター、折りたたみベッド

4. 個人で購入した電化製品や家具などは、部屋に残したまま退寮しないこと。必ず、持っていくこと。部屋に残したまま退寮した場合は、処理費(実費)を徴収する。
5. 退寮後の荷物の保管責任は寮側にはない。

第9条（規程の変更）

本規程は、必要に応じて改定されることがある。改定内容は入寮者に通知されるものとする。

【付則】

本規程は、2027年4月1日に施行する。